

「栄養職員・
栄養教諭の
働き方改革」

市教委交渉

やるべきは業務改善と教職員定数改善！

私たちちは変形労働時間制に反対します

さいたま市教組新聞

いきなりの導入に抗議
認めかたい「実労働時間は減らず

7月4日

過日NHKの報道による突然の「変形労働時間制」の試験的実施の発表がありました。私たち教職員の重要な課題である働き方改革が懸案事項であるにもかかわらず、組合に対する説明もなく、現場でも知らせず、まるで決まったことのようにいきなりメディア発表されること自体異例です。私たちにはまずこの事態について抗議しました。

この耳慣れない「変形労働時間制」ですが、もともとは文部科学省が教員のはたらき方改革の一環として、「1年単位の変形労働時間制」の導入を行っておりました。

組合と問題点の協議を約束

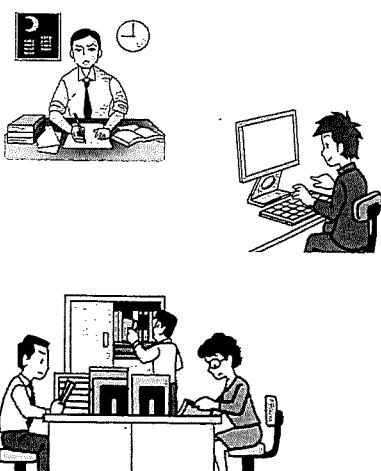
市教委によると、まず全小・中・高校の校長に説明を行い、それぞれ1校ずつをモデル校として指定し、試験実施を行う予定で、校長に立候補を

変形労働時間制って何？

期未の仕事が集中する7月の勤務時間を7時間45分から1時間延長し、そ

ち出したことに始まります。さいたま市教委は現状の法（条例）に照らし合わせ、1ヶ月を単位とした変形時間労働制を提案しました。

具体的には、例えば学年末の仕事が集中する7月の勤務時間を7時間45分から1時間延長し、その分を1ヶ月以内（夏休み）に調整（割り振る）というもので、いわば月単位の変形労働時間制ということになります。実施の仕方は各学校に任せられましたが、ある小学校では7月の課業日のうち4日間を1時間延長する勤務日とし、その4時間分を夏休みのある日に取るようになっています。



現行の「時間調整徹底」が最優先

しかし、市教委が学期末の成績処理などの業務を勤務として認めるならば、今ある「超過勤務の時間調整」を發揮職にしつかり指導徹底し、調整を確実に取らせる」とこそ中で強く訴えました。

これについては指定休を取った時の拘束力を何度も例に挙げ、この制度が指定休と同じくらいの

取りやすさがあると強調し、導入撤回の姿勢は示さず、「割り振り変更を徹底させた上に、プラスして変形労働時間制を行う」と回答しました。

しかし子どもたちの迎えや家族の介護・子育てなど時間に追われて生活している教師にとっては拘束時間が増える、結局は年休をとつて勤務時間中に帰るなど、生活に大きく影響する恐れがあります。

市教委はこれについてすべての教職員ではなく「適用対象外も配慮する」とし、全員ではなく、定時に帰宅しない人たちはダメ」「この制度を実施した方が確実に働きがとれる。なぜ反対だ働きはダメ」などと説明しています。以

て強気の主張でした。

さらにこの制度はあくまで「成績処理等の従事のためのもの」であり、この時間に会議などを実施するものではないとのことです。

市教委が長時間労働時間外労働を認め、代替措置を取ろうとする意図はあるにせよ、本来の実労働時間の削減は後回しにして「残業時間も減ります」というマジックのような施策は認めるわけにはいきません。

今回の交渉では制度試験導入の撤回は引き出

すことはできませんでしたが、試験結果は市教組に情報提供し、協議することを約束させました。

また、変形労働時間制導入によって業務改善を終わらせることはあつてはならず、昨年の交渉で約束を再確認しました。

（栄養職員交渉は裏面）

サービス残業はダメ！



市教委は、問題があった場合の
校長への指導を明言

栄養教職員・栄養教諭の 働き方改革についての交渉

過半数が上回るアンケート回答者と交際をもつ

切実な栄養士・栄養職員の願い

過日、市内全校の栄養職員・栄養教諭さんに働き方に関するアンケートを実施しました。組合員だけでなく市内全員の方に呼びかけましたが、過半数（80／151）の方が切実な願いが寄せられました。その回答数の多さに驚かされます。また、学級担任だけでなく、直接毎日の子どもたちの食を司り、命にもかかわる大切な仕事をしている栄養職員・栄養教諭の仕事の困難な姿態や強い願いが改めて浮き彫りになりました。市教組はこれをまとめて交渉にあたりました。

最初に、各校に「課せられた」基本献立について、「これは学校の実態にそぐわず、かえって足かせになっている声が多いことについて健康教育課に問い合わせました。

「（現場からの）クレームは伝わっていないなかつた」「見直さなければいけないと想つ」との認識でいる」とを確認しました。

次に、各学校で負担になっているアレルギー対応について、また、その

ための資料作り、代替食や除食について、先のアンケートの声や、交渉参加者からの切実な声を紹介しました。

さらに、「」のような業務のため、ほぼ全員の栄養職員、栄養教諭が時間外の労働を課せられていること、それにもかかわらず時間外手当がほとんど支給されてない状態も告発しました。中には、土、日の出勤に対してタイムカードすら打刻させない管理職もあり、まったくのサービス残業になつていることを指摘しましたが、教職員人事課長は「サービス残業はダメ!」
「（そのような問題があつたら）言ってください。校長に指導します。」と声高に回答しました。

また、臨採の栄養職員、栄養教諭も多くなっていることで、その方たちへのサポートも十分でない」とを訴えました。市教委は「頭が下がる思い」「本来は献立作りが第一の仕事」「実態把握をして「これがからむ業だと」と改善を約束しました。アレルギー対応に追われるだけではなく、「食育」の立場から、子どもたちが楽しく安全な給食の提供が受けられるような体

制になる」と組合としても強く願い、改善の要求を続けていきます。

時間外勤務手当の支給は適切になされているか

ところで、交渉の中で明らかになつたことですが、栄養職員や事務職員に対して法的に認められている時間外勤務手当が正常に支給されていない実態がほとんどの職場にあるようです。みなさんの学校はどうですか。アンケートでも、また、職場実態からも明らかですが、100パーセントに近い栄養職員、事務職員の方が超過勤務を課せられています。中には休日出勤しているにもかかわらずカードの打刻すら認めず、「ただ働き」ボランティア勤務が常態化しています。校長は勤務が超過しないような配慮をしていますか。仮に時間外に勤務が及んだ時、手当が支給されるよう適切な指示をしていますか。

市教組は、この問題に對しても、各学校の時間外勤務の実態、時間外手当の請求の有無、支給の実績について市教委に調査を求めています。

市教委は教科書採択に 現場教師の意見を尊重せよ

新教育課程実施に伴い、教科書採択が行われます。今年は、小学校については来年度の本格実施に向けた採択、そして、中学校については5年に一度の採択のため、再来年の新教育課程実施と合わせて、2年連続の採択となります。

すでに各学校の調査研究として、先生方が教科書展示会場に出張して、忙しい中でも調査研究の報告をされた」とと思思います。この現場の先生方の声と、教育現場代表の選定委員会の意見をもとに、8／1と8／8に開かれる教育委員会議で教科書が決まります。

従来の選定会議では、学校投票や選定委員会の推薦が大いに尊重されてき

した経緯があります。しかしながら一昨年の会議では、圧倒的な学校票（調査研究）や選定委員会の意見が、全く少数意見の道徳教科書が採択されました。これについては市教組は強く抗議しましたし、マスコミにも取り上げられ大きな問題となりました。